

○平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第六項（同条第十八項の規定によりみなして適用する場合を含む。）若しくは第四十一条の十九の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けようとする者が新築し、若しくは取得した家屋又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第六条の二第五項の規定の適用を受けようとする者が新築した家屋若しくは取得した建築後使用されたことのない家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき建築された家屋である旨を、建築士（建築士法（昭和三十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が別表の書式により証する書類とする。

附 則

この告示は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

附 則 （平成二五年五月三十一日国土交通省告示第五五二号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に改める部分は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八〇号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定に

かかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和元年六月二十八日国土交通省告示第二二九号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日国土交通省告示第三三二号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

改正文 （令和四年三月三十一日国土交通省告示第四五〇号） 抄

個人が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十六条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づき家屋を新築し、又は当該計画に基づき建築された家屋を取得し、これらの家屋を令和四年一月一日以後に居住の用に供する場合について適用する。

附 則 （令和六年三月三〇日国土交通省告示第三一一号）

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が証する場合であって、建築基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者が調査を行うときは、この限りでない。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四九六号）

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。